

事務所だより H23年8月号

今月も宜しくお願い致します。

安藤社会保険労務士事務所

ご挨拶

こんにちは。

いつもお世話になっております。

今回の労働保険の年度更新及び社会保険の算定基礎届提出の際には賃金台帳などをご用意いただきありがとうございました。お陰さまで無事に終えることができました。

この2大業務が終了し、社労士事務所にとってはようやく一段落する時期になりましたので、普段読むことがあまりできない定期購読誌などをまとめて読むことができると思っているところです。しかし、現実的には、なかなかそうはいかないのでしょうか。

これからもまだまだ暑い日が続きますが、熱中症などに注意し、なんとかこの夏を乗り切りたいと思っています。

皆様もお身体くれぐれもご自愛ください。

それでは、今月もどうぞよろしくお願い申し上げます。

安藤



〇労使トラブル増加と解決の仕組み

◆労使トラブルは増加傾向

厳しい経済情勢を背景に、企業と従業員が雇用契約などをめぐってトラブルになるケースが増えています。

短期解決に役立つ仕組みなど、押さえておきたい項目をまとめました。

◆「労働審判制度」とは？

これは2006年から始まった制度で、民間か

ら選ばれた労働審判員2人と裁判官で構成される労働審判委員会が調停（話し合い解決）を試み、まとまらなければ労働審判を下します。

審判に異議がなければ確定となり、異議があれば通常の訴訟に移行します。調停や確定した審判は裁判上の和解と同じ効力があり、強制執行も可能です。

通常の裁判は長期化しがちですが、労働審判は「原則3回以内」で審理を終えるため、平均審理期間は74日と短期間です。

◆個人での争いが増加傾向

厚生労働省の出先機関である都道府県労働局や労働基準監督署で無料相談ができるものには「総合労働相談コーナー」があります。

ここでは企業への助言・指導や、紛争調整委員会によるあっせんができませんが、労働審判のように、あっせんに応じさせる強制力はありません。もし法令違反などの疑いがあれば、労働基準監督署が会社に対して指導を行います。

2010年度の相談件数のうち、民事上の個別労働紛争の相談は24万6,907件と過去最高だった前年度と同水準でした。

組合の組織率低下などを背景に、働く人が個人で経営者側と向き合う状況が増えているためです。



◆トラブルが起きないことが一番

会社が残業代を法律通りに支給していなかった場合などでは、労働審判などを通じ、突如数百万円規模の支払いが必要になるケースも見られます。

多くの場合、訴えを起こすのは労働者側になります。ひとたび争われたら、企業として

安藤社会保険労務士事務所

は相当程度の金銭負担が必要になることが多くあります。

普段からトラブルが起きないような体制を取っておくことが必要になります。また、トラブルが起きそうな要因を事前に発見し、就業規則の規定などを整備しておくことも求められます。

実際の業務運用が労働法に抵触しているかどうかというのは、なかなか自社では見つけにくいことが特徴です。弊所では、労務関係について、簡易な労務監査的なことをさせていただくことも可能ですので、何なりとお問い合わせください。

安藤

〇「節電の夏」本番

震災の影響で「計画停電」をした記憶もまだ新しい中、いよいよ暑さが厳しい夏がやってきました。

1年で最も電気の需要が高くなるのが7月下旬から8月下旬にかけて。経済産業省は、批判の多かった「計画停電」の軽減も見込み、企業に夏休みの分散化、長期取得を呼びかけました。

大手企業ではこれを受け、20日間を超える長期休暇を設定したり、工場や部署ごとにグループを分け順番に夏休みを取得したりするなどの取り組みをしているようです。



先日、雑誌に興味深い記事が載っていました。20代のビジネスマンを対象に「今年の夏休みはどのように過ごす？」とアンケートをとったところ「帰省したい」との回答が昨年を上回ったそうです。

例年ですと、「友人と旅行」「とくに予定が

ない」等の回答が多い中で、こちらも震災の影響かは不明ですが、「普段会えない家族と過ごしたい」と、まだまだ遊び盛りと思われがちの若手も、今年の夏休みは帰省に充てる人が増えているようです。



また、各旅行会社では「節電応援プラン」と題して、お盆料金を設定せず通常料金で宿泊できたり、7日以上宿泊者を対象に割引したりする等、様々なプランを売り出しているようです。

帰省するのもよし、避暑地で暑さを乗り切るのもよし、リフレッシュをして仕事に励みたいですね！

清司 (せいじ)

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町3-13-3

第2ヒロタビル4階

安藤社会保険労務士事務所

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

URL <http://www.ando-sr.jp/>

e-mail ando@ando-sr.jp

どうぞお気軽にお問い合わせ下さい